

第1回 化学物質管理強調月間

2025（令和7）年2月1日～28日

スローガン

**正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう**



リスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび、「化学物質管理強調月間」を創設いたしました。

事業場における実施事項

- 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施
- 化学物質管理者の選任状況の確認
- 日常の化学物質管理の総点検
- 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- スローガン等の掲示
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

Q&A

化学物質管理強調月間を捉え、職場における化学物質管理について、自主点検を実施しましょう。

各項目について、「化学物質による労働災害防止のための新たな規制Q&A」などを参照して取り組みを進めましょう。



事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるか把握していますか	☐
令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。 なお、化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。	
化学物質管理者を選任していますか	☐
令和6年4月1日からリスクアセスメント対象物の製造・取扱事業場では、化学物質管理者を選任が義務付けられています。	
リスクアセスメントを実施していますか	☐
化学物質リスクアセスメント対象物を製造、取り扱っている場合、リスクアセスメントを必ず実施しなければなりません。	
リスクアセスメント結果に基づくリスク低減措置を行っていますか	☐
リスクアセスメント結果に基づき、リスク低減措置が必要です。 また、法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。	
安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか	☐
化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知が必要です。	
（保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか	☐
呼吸用保護具（マスク）、保護手袋、保護衣などの保護具を使用する場合は、保護具着用管理責任者の選任が必要です。	
（化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか	☐
化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知が必要です。	

化学物質管理に関する法令改正などの情報については、
「**三重労働局 化学物質管理強調月間のページ**」をご覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/topics/R7kagakugetsukan_001.html
化学物質管理の自主点検表もダウンロードできます。



労働衛生に関する情報は、「**三重労働局 労働衛生特設ページ**」
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudoueisei.html>

